

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように公表する。

令和5年3月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第26号）の施行に関し必要な事項については、生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年2月生駒市規則第1号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第3号）は、廃止する。